

令和2年度

海上保安庁関係予算配分概要

目 次

I. 令和2年度海上保安庁関係予算配分方針	1
II. 令和2年度予算配分総括表	1
III. 事業別概要	2
IV. 管区海上保安本部等別配分額	5
V. 配分箇所具体事例	6

令和2年3月

I. 令和2年度海上保安庁関係予算配分方針

令和2年度船舶交通安全基盤整備事業については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」等の政府が掲げる基本的施策の考え方に沿うとともに、重要インフラの緊急対策のための事業等に重点的に配分する。

(1) 航路標識の防災対策

平成30年の台風や北海道胆振東部地震等の激甚化する自然災害に鑑み、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、海域監視体制の強化、航路標識の海水浸入防止対策及び予備電源設備の整備を実施する。

(2) 航路標識の老朽化対策等

航路標識は船舶交通の安全確保に欠かせない公共施設であり、常に標識機能を確保し続ける必要があることから、老朽化した施設や機器の補修、更新及び機能強化等必要な整備を実施するほか、定期的な灯浮標の交換等を実施する。

(3) 巡視船等基地の整備

海上保安体制の強化に伴い、巡視船等の増強に不可欠である基地整備を実施する。

II. 令和2年度予算配分総括表

[総事業費]

(単位：百万円)

区分	直轄					
	本省配分		一括配分		計	
		防災・減災、国土強靱化のための緊急対策		防災・減災、国土強靱化のための緊急対策		防災・減災、国土強靱化のための緊急対策
船舶交通安全基盤整備事業	12,105	2,350	0	0	12,105	2,350

Ⅲ. 事業別概要

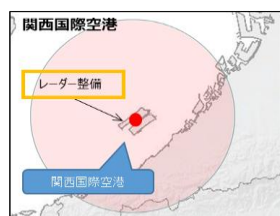
船舶交通安全基盤整備事業

104箇所 事業費 12,105百万円

(1) 航路標識の防災対策

○海域監視体制の強化

平成30年の台風21号に伴う暴風・波浪の影響により、関西国際空港周辺に避難した船舶が走錨、連絡橋に衝突し、船舶の航行の安全が阻害されるとともに、空港へのアクセスが制限されるなど人流・物流等に甚大な被害が発生したことを踏まえ、重要インフラの緊急対策として、レーダー整備等による海域監視体制の強化を図る。



○海水浸入防止対策

平成30年の台風20号、21号及び24号の暴風・波浪の影響により、神戸和田岬防波堤灯台の損壊や名瀬港西防波堤灯台の倒壊などの事故が発生したことを踏まえ、重要インフラの緊急対策として、海水等によるステンレス製ボルトの隙間腐食が確認された灯台について、海水等の影響を遮断する対策を実施する。

<倒壊事例>

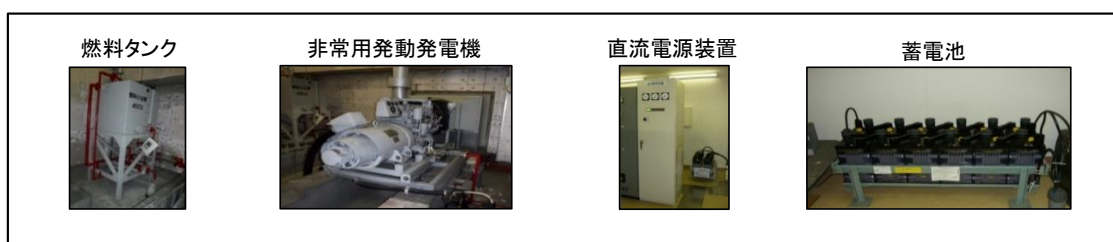


<改修事例>



○予備電源設備の整備

北海道胆振東部地震の影響により、電力会社からの電力供給が停止し、船舶通航信号所の非常用発電機の燃料切れにより船舶の動静把握が出来ず、船舶の交通安全に必要な情報提供が出来なくなったことを踏まえ、重要インフラの緊急対策として、予備電源設備の整備を実施する。



(2) 航路標識の老朽化対策等

○航路標識の老朽化対策

劣化、亀裂等の老朽化が著しい灯台や故障が多発し運用に支障をきたすおそれのある海上交通センター機器等の改修を実施する。

【老朽化した灯台の改修】



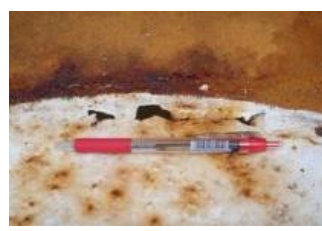
〔灯台外部の発錆状況〕



〔灯台上部の発錆状況〕



〔灯台基礎部の発錆状況〕



〔灯台内部孔食・亀裂状況〕

【老朽化した機器等の更新】

(耐用年数を超過したレーダー装置の更新)



信号所全景



レーダー空中線



レーダー表示装置

(老朽化した非常用発電機の更新)



非常用発電機



(屋外ファン)

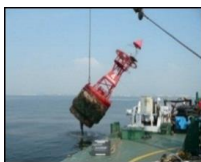


○航路標識の機能維持

定期的な灯浮標の交換、気象観測機器の更新等（法定点検）を実施する。

【灯浮標の定期交換】

灯浮標の引揚



灯浮標の整備(錆落とし)

灯浮標の設置



灯浮標の整備(塗装)

【浮標基地クレーンのオーバーホール】

(法定点検)



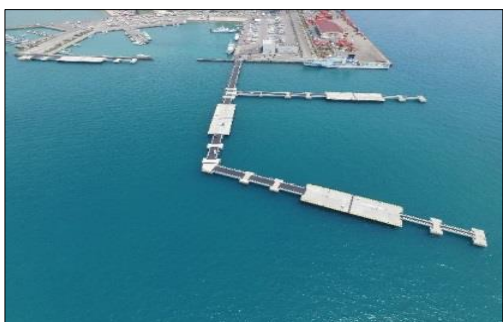
【気象観測機器の更新】

(法定点検)



(3) 巡視船等基地の整備

海上保安体制の強化に伴い、巡視船等の増強に不可欠である基地整備を実施する。



▲巡視船等が安定的に係留する棧橋を整備する。

棧橋整備



▲巡視船等が安定的に係留する岸壁を整備する。

岸壁整備



▲安定的に資機材を格納するための船艇用品庫を整備する。

船艇用品庫整備



▲巡視船等に給水する設備を整備する。

給水設備整備



▲巡視船等に給電する設備を整備する。

陸上電源設備整備

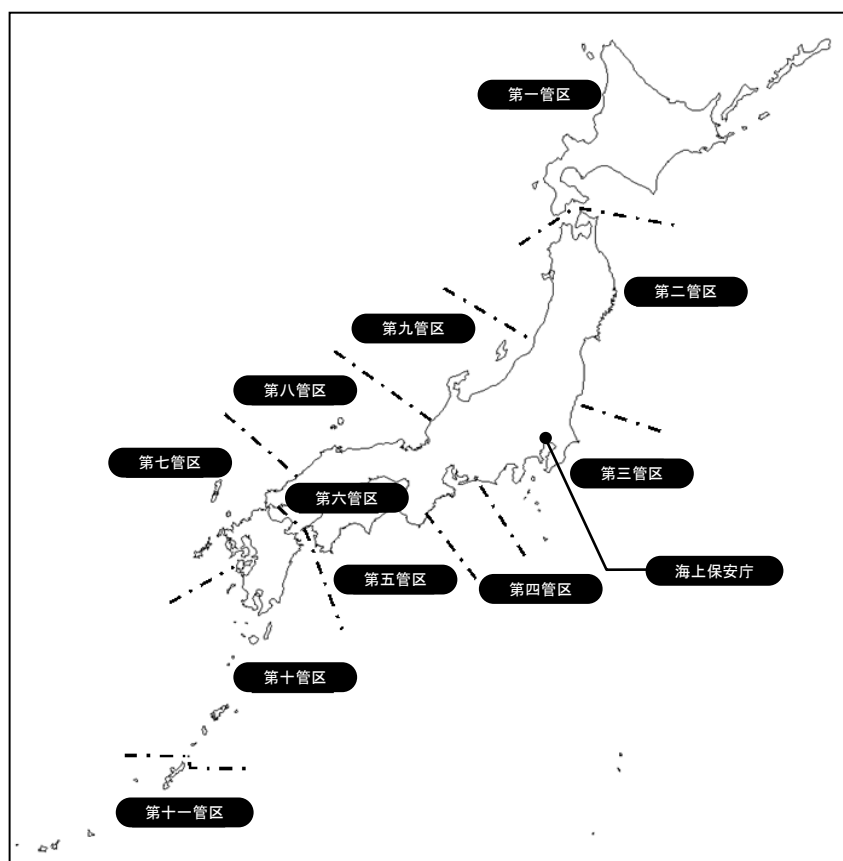
IV. 管区海上保安本部等別配分額

[直轄事業]

区 分	事業箇所数 (箇所)	船舶交通安全 基盤整備事業 (百万円)	対前年度倍率
海上保安庁	1	1,312	4.51
第一管区海上保安本部	8	219	0.56
第二管区海上保安本部	3	203	0.56
第三管区海上保安本部	8	916	0.76
第四管区海上保安本部	5	159	0.33
第五管区海上保安本部	4	2,200	3.12
第六管区海上保安本部	22	287	0.23
第七管区海上保安本部	34	630	0.93
第八管区海上保安本部	6	593	0.59
第九管区海上保安本部	5	197	0.76
第十管区海上保安本部	7	3,161	2.06
第十一管区海上保安本部	2	2,228	2.17
合 計	104※	12,105	1.32

補助事業はなし

※海上保安庁、第三管区間の重複事業箇所1箇所減算



V. 配分箇所の具体事例

1. 国民の安全・安心の確保

都道府県名	箇所名	配分額	事業概要
兵庫県 淡路市	明石海峡航路船舶交通安全基盤整備事業	百万円 2,034	台風の影響により、走錨した船舶が関西国際空港連絡橋に衝突した事故を踏まえ、重要インフラの緊急対策として、関西国際空港及び神戸空港周辺海域において、レーダー整備による海域監視体制の強化を図る。
愛知県 田原市	伊良湖水道航路船舶交通安全基盤整備事業	24	船舶通航信号所は船舶交通の安全確保に欠かせない公共インフラ施設であり、常に標識機能を確保し続ける必要があることから、老朽化した伊良湖岬船舶通航信号所の機器の更新を実施する。
鹿児島県 鹿児島市	鹿児島港船舶交通安全基盤整備事業	2,940	海上保安体制の強化に伴い、鹿児島港に巡視船等基地を整備する。